

千代田区特定緊急輸送道路沿道建築物の 耐震化促進助成制度のご案内

令和2年4月時点

区では、特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計・耐震改修等に要する費用を助成することにより、地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路・輸送路が確保された災害に強いまちづくりを目指して取り組んでいます。

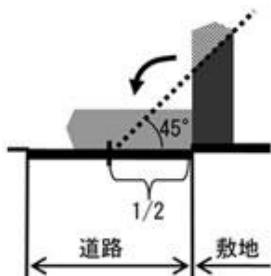
本助成制度の積極的な活用をお願いいたします。

対象となる建築物

千代田区内に存する民間建築物で、次の各号に該当する建築物が対象です。

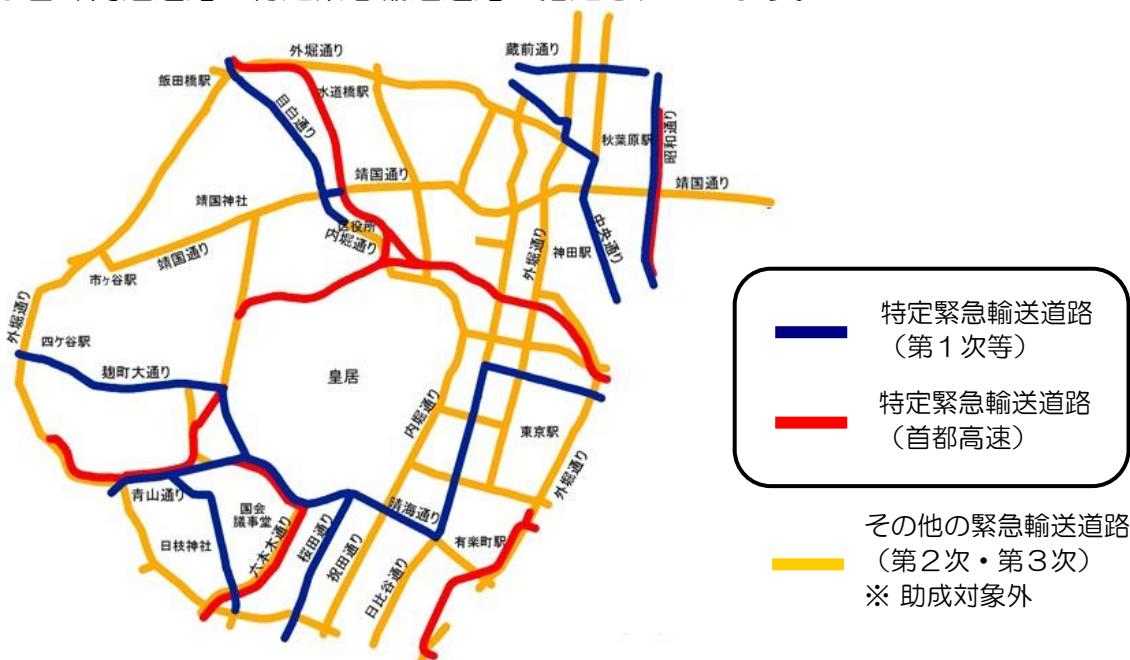
詳しくは窓口でご相談ください。

- (1) 特定緊急輸送道路に接している建築物
 - (2) 建物の高さが概ね特定緊急輸送道路の幅員の1/2超の建築物
 - (3) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物
 - (4) 耐震診断の結果、耐震性が不足している建築物
- ※ 建築基準法上の違反がある場合には是正することが条件です。



特定緊急輸送道路

東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路（下図参照）のうち、主に第1次緊急輸送道路及び首都高速道路が特定緊急輸送道路に指定されています。



東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例及び特定緊急輸送道路の位置、その他、特定緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震診断や耐震化状況報告の義務化等については、東京都耐震ポータルサイト (<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>) で確認いただけます。

1. 補強設計

助成要件：令和4年度までに補強設計に着手するもの

補強設計に要する費用（以下の(イ)から(ハ)までの合計が限度）の5/6

	床面積	単価
(イ)	1,000 m ² 以下の部分	5,000 円/m ²
(ロ)	1,000 m ² ～2,000 m ² の部分	3,500 円/m ²
(ハ)	2,000 m ² 超の部分	2,000 円/m ²

※補強設計は、第三者機関の評定が必要です。

※国の補助事業（耐震対策緊急促進事業）は費用の1/6を助成するため、区の助成制度と併用すると消費税及び助成額算出の際に発生する端数部分を除き、概ね6/6が助成されます。国の補助事業は手続きに1～2ヶ月程度かかります。

2. 耐震改修等（改修・除却・建替え）

助成要件：令和4年度までに補強設計に着手し令和7年度までに工事が完了するもの

耐震改修等に要する費用の5/6（5,000 m²超の部分は1/2）

	助成対象費用単価の限度額	助成対象費用の限度額
マンション	50,200 円/m ²	5億 200 万円
マンション以外	51,200 円/m ²	5億 1,200 万円

※耐震改修助成は、第三者機関の評定を受けた計画を対象とします。

※Is 値が0.3未満の建築物の耐震改修の場合、助成額の加算があります。

※国の補助事業（耐震対策緊急促進事業）は最大で費用の1/15が助成され、区の助成制度と併用できます。国の補助事業は手続きに1～2ヶ月程度かかります。

※耐震工事中には、耐震工事中である旨の「東京都耐震マーク」の掲示が必要です。詳細は、東京都耐震マーク事務局（03-5989-1493）までお問い合わせください。

【ご注意ください】

※補強設計・耐震改修等の契約は、必ず交付決定後（着手年度の事業費が0円の場合は事業計画承認後）に行ってください。

※助成対象費用には、消費税を含みません。

※助成金額は、千円未満を切り捨てて算出します。

※申請には、三者の見積りが必要です。（除却・建替えの場合は、耐震改修工事を行った場合の見積りも必要です。）

※申請の際は、必ず事前に下記問い合わせ先までご相談ください。

＜問合せ先＞

千代田区環境まちづくり部建築指導課構造審査係

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

電話 03-5211-4310（直通）

メール kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp